

第 5 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

令和2年2月19日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第5回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和2年2月19日(水曜日)

午前9時57分開議

午後0時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第15号 令和元年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第19号 令和元年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

議案第20号 令和2年度熊本県一般会計予算

議案第22号 令和2年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第35号 令和2年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

議案第40号 令和2年度熊本県病院事業会計予算

議案第47号 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 熊本県食品衛生基準条例及び熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 熊本県無料定額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議案第51号 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 熊本県地域医療再生基金条例

を廃止する条例の制定について

議案第53号 熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 財産の無償貸付けについて

議案第62号 財産の無償貸付けについて

議案第63号 財産の無償貸付けについて

報告第2号 専決処分の報告について

請第13号 パーキンソン病患者への難病対策の推進に係る意見書の提出を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①新型コロナウイルス感染症対策について

②熊本県動物愛護センター基本計画の策定について

③くまもと子ども・子育てプランの策定について

④熊本県社会的養育推進計画の策定について

⑤熊本県医師確保計画・外来医療計画の策定について

令和元年度厚生常任委員会における取組みの成果について

出席委員(8人)

委員長 内野 幸喜

副委員長 西山 宗孝

委員 藤川 隆夫

委員 坂田 孝志

委員 末松 直洋

委員 山本 伸裕

委員 松野 明美

委員 荒川 知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 渡辺 克 淑  
 政策審議監 早田 章 子  
 医 監 迫田 芳 生  
 長寿社会局長 松岡 正 之  
 子ども・  
 障がい福祉局長 沼川 敦 彦  
 健康局長 岡崎 光 治  
 健康福祉政策課長 下山 薫  
 政策監 篠田 誠  
 健康危機管理課長 上野 一 宏  
 首席審議員  
 兼高齢者支援課長 唐戸 直 樹  
 認知症対策・  
 地域ケア推進課長 柴田 英 伸  
 社会福祉課長 下村 正 宣  
 子ども未来課長 久原 美樹子  
 子ども家庭福祉課長 木山 晋 介  
 首席審議員  
 兼障がい者支援課長 永友 義 孝  
 医療政策課長 三牧 芳 浩  
 国保・高齢者医療課長 沖 圭一郎  
 健康づくり推進課長 新谷 良 徳  
 薬務衛生課長 緒方 和 博

病院局

病院事業管理者 吉田 勝 也  
 総務経営課長 緒方 克 治

事務局職員出席者

議事課主幹 山本 さおり  
 政務調査課主幹 吉田 晋

午前9時57分開議

○内野幸喜委員長 それでは、定刻前ではありますが、ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

議事次第のとおり、まず健康福祉部長、病院事業管理者の総括説明に続いて、令和元年度補正予算について執行部の説明を求めた後、質疑応答、採決を行い、次に令和2年度当初予算及びその他の議案について執行部の説明を求め、質疑応答、採決を行いたいと思います。

補正予算と当初予算を分けて審査したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、健康福祉部長、病院事業管理者の総括説明は、令和元年度補正予算、令和2年度当初予算及びその他議案をあわせてお願いいたします。

それではまず、健康福祉部長及び病院事業管理者から総括説明をお願いいたします。

なお、審議を効率よく進めるため、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いいたします。

渡辺健康福祉部長。

○渡辺健康福祉部長 それでは、議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス関連の感染症対策について御説明申し上げます。

去る2月1日に感染症法に基づく指定感染症に指定する政令が施行され、県では、2月4日に熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染の予防、拡大防止、適切な情報提供等に取り組んでおります。

引き続き関係機関と密に連携しながら、また、人権に配慮しながら、県庁一丸となつて、万全の体制で取り組んでまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関連の議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係5議案、条例等関係10議案、報告1件でございます。

まず、予算関係につきましては、議案第1号、令和元年度熊本県一般会計補正予算において、通常分で73億8,000万円余の減額、国補正分で4億9,000万円余の増額となる補正をお願いしております。

その主な内容につきましては、通常分では、介護給付費等の扶助費や災害救助費の所要見込み額の減に伴う減など、また、国補正分では、障害者福祉施設の耐震化整備等を行う社会福祉法人に対する助成に係る予算などについて計上しております。

また、議案第15号、令和元年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算において、平成30年度国庫負担金等の確定に伴う返納金を含む25億9,000万円余の増額補正をお願いしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の令和元年度の予算総額は、3,541億4,000万円余となります。

次に、議案第20号の令和2年度熊本県一般会計予算についてでございますが、本会議における提案理由のとおり、義務的経費や継続事業に要する経費を中心とする骨格予算として編成しており、総額1,565億1,000万円余の予算をお願いしております。

その主な内容について御説明いたします。

初めに、被災者の住まいの再建支援についてです。

ピーク時には約4万8,000人に上った仮設住宅等の入居者のうち、これまでに、その約9割に当たる約4万3,000人の方々が住まいの再建を実現されています。

一方で、再建のめどは立っているものの、公共事業等のやむを得ない理由により、今年度末までの再建が困難な世帯が約1,400世帯おられます。これらの方々については、引き続き、お一人お一人に寄り添った支援を行ってまいります。

また、仮設住宅を退去されたの方々について

も、再建先で安心して暮らしていただけるよう、市町村や関係機関と連携し、きめ細かな支援を継続してまいります。

次に、結婚、妊娠出産、子育て支援についてです。

企業等との連携による子育てしやすい環境づくりや、多子世帯の子育て支援として、第3子以降の保育料の軽減等について、市町村とともに取り組んでまいります。また、ひとり親家庭等への支援や子供の貧困対策、児童虐待防止に向けた取り組みにつきましても、引き続き推進してまいります。

次に、高齢者や障害者への支援についてです。

誰もが住みなれた地域で暮らし続けるために必要な在宅サービス提供体制の確保、充実を図るとともに、介護人材の確保に向けた外国人の受け入れ環境整備や、介護ロボットの導入等による介護職員の勤務環境改善の取り組みを支援します。また、発達障害児者への支援として、専門医の養成や診断待機解消等、医療体制の整備にも取り組んでまいります。

さらに、保健、医療の推進につきましては、関係機関、団体と連携、協議しながら、県内の医師が不足する地域における医師確保を図るとともに、病床機能の分化、連携等による持続可能な医療提供体制の確保に向け、地域における協議を促進してまいります。

このほか、ハンセン病回復者やその御家族の社会生活に関する相談対応や支援を行う、仮称ですが、ハンセン病問題相談・支援センターを新たに設置し、ハンセン病回復者及びその御家族が安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。

続きまして、議案第22号、令和2年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましては、母子家庭等を対象とした各種貸付金として、9,000万円余を計上してござい

す。

次に、議案第35号、令和2年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算につきましては、市町村への交付金や関係機関への納付金、拠出金、医療費適正化に向けた取り組みに要する経費など、1,920億6,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の令和2年度の当初予算総額は、3,486億7,000万円余となり、骨格予算として編成していることから、令和元年度当初予算と比較しますと、72億3,000万円余の減となっております。

次に、条例等関係につきましては、議案第47号、熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外9議案を提案しております。

また、報告関係につきましては、報告第2号、専決処分等の報告についてでございます。

このほか、その他報告事項としまして、新型コロナウイルス感染症対策についてほか4件について御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉田病院事業管理者 病院局でございます。よろしくお願いいたします。

本議会に提出しております病院局関係の議案の概要説明に先立ちまして、こころの医療センターの運営状況について御報告申し上げます。

当センターは、措置入院など、民間では対応が困難な患者の方々の受け入れや薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行うセーフティーネット機能としての役割はもちろんのこと、政策的、先導的医療を推進するため、患者の地域移行支援や児童・思春期医療に重

点的に取り組んでおります。

また、災害対応や当センターの人材とノウハウを活用した、地域に貢献できる病院づくりにも取り組んでいるところでございます。

今年度は、児童・思春期医療専門の医師が減少したことなどにより、外来患者数及び入院患者数ともに昨年度と比べて1割程度減少して推移しておりますが、医業費用の減少もあり、何とか黒字を確保できるのではないかとの見通しを立てております。

引き続き、医療体制づくりに努め、医業収益の確保を目指しますとともに、安定的な病院運営に努力してまいります。

それでは、今回提出しております病院局の議案等について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案でございます。

まず、議案第19号、令和元年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)でございます。

収益的収支におきましては、収入で1億2,400万円余の減、支出で1億2,300万円余の減額補正をお願いしております。また、資本的収支におきましては、支出で1億900万円余の減額補正をお願いしております。

補正の主な内容でございますが、まず、収益的収支では、患者数が見込みより少なかったこと等による収入の減額と医師数の減少に伴う給与費の減、その他事業実績に伴う委託料等の支出の減額でございます。次に、資本的収支では、施設整備事業の見直しに伴う支出の減額でございます。

これらによりまして、病院局の補正後の支出総額は、収益的収支と資本的収支を合わせまして19億5,000万円余となります。

また、このほか、来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、第40号議案の令和2年度熊本県病院事業会計予算でございます。

当センターの管理運営に要する経費といたしまして、収益的収支で17億5,800万円余、資本的収支で3億5,700万円余、支出総額21億1,500万円余を計上しております。

なお、令和2年度は、空調設備の全面改修及びこれに伴う中央制御装置の入れかえ等の財源としまして、起債1億300万円を計上しております。

詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願います。

○内野幸喜委員長 次に、令和元年度補正予算について、担当課長から説明をお願いいたします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

2月補正予算関係という資料をお開きください。こちらの2ページから説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費でございます。

右側の説明欄のほうをごらんください。

1の職員給与費は、当初予算編成時には、直近の1月1日時点、すなわち前年度の職員数や給与額に基づいて計上していましたが、31年4月1日以降の人事異動や組織改編及び職員給与の改定に伴う補正をお願いするものでございます。

以下、各課の資料におきまして、同様に職員給与と示されているものが出てまいりますけれども、同様の趣旨でございますので、各所属からの説明は、以降省略させていただきます。

次に、3の社会福祉諸費でございます。

こちらの(2)の福祉総合情報システム運営費につきましては、工期を翌2年度までに延長したために、令和元年度分の事業実績費が減となりましたこの分でございます。

(4)の地域福祉基金積立金につきましては、今年度の運用利息の積み立てでございます。

3ページをお願いします。

(8)の住まいの再建支援事業は、6つの支援策のうち、県が直接実施している自宅再建の利子助成等の支援策分につきましては、今年度の申請見込みとしては21億9,400万円余を減額いたします。なお、来年度当初予算に改めて必要額を要求させていただいております。

4の国庫支出金返納金でございますが、昨年度の地域支え合いセンター運営支援事業の実績確定による減によるものでございます。

4ページをお願いします。

災害救助費でございます。

災害救助対策費、災害弔慰金・見舞金につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

次に、おめくりいただきまして、5ページをお願いします。

一番下の段で元金の右側の説明欄をごらんください。

災害援護資金国庫貸付金元金でございますが、これは、熊本地震の際に貸し付けた災害援護資金について、市町村から償還が行われたことによる国庫への償還金でございます。

以上、健康福祉政策課の補正予算としましては、最下段にありますとおり、総額35億7,682万円余の減額をお願いしております。

次に、6ページをごらんください。

明許繰越費でございます。

上段の衛生費、保健所費の1億4,000万円につきましては、これは、県内の7保健所におきます非常用自家発電設備工事における分でございます。昨年度の国土強靱化の関連の分でございます。これが年度内に事業が完了しないことが見込まれるということで繰り越しをお願いするものでございます。

次の下段のほうにつきましては、民生費、社会福祉費の分は、こちらも福祉総合相談所の防水の補修分でございます。こちらも繰り越しをお願いしております。

続きまして、7ページをごらんください。

債務負担行為の変更でございます。

部内にごじます保健、医療、福祉関係業務について、まとめてこの項目で補正をさせていただいております。1月以降に準備が必要となる業務に対しまして、既に一部11月補正で設定をさせていただいたところなんですけれども、今回、各課の委託業務のうち、4月から早々に業務を開始する必要があるものについて、今回設定をさせていただいております。今回、55業務、10億3,700万円余の限度額の増額をお願いしております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

主な項目について御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、1億1,957万円余の減額補正をお願いしております。

主な内容といたしまして、説明欄の2の肝炎対策費でございますが、医療費等の所要見込み額の減に伴うものでございます。

また、説明欄、3の国庫支出金返納金につきましては、感染症予防事業費等国庫負担金等の確定に伴う精算返納金に伴うものでございます。

次に、予防費でございますが、589万円余の減額補正をお願いしております。これは、主に、説明欄、1に記載しております感染症予防費のうち、感染症指定医療機関運営指導費及び新型インフルエンザ対策費の所要見込

み額の減によるものでございます。

以上、健康危機管理課の2月補正予算分といたしまして、1億4,198万円余の減額補正をお願いしております。

健康危機管理課分は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費の社会福祉諸費でございますが、福祉人材緊急確保事業で219万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、その下、老人福祉費でございますが、1億32万円余の減額補正をお願いしております。

右側、2、高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業につきましては、軽費老人ホームの利用者が当初よりふえてきたこと等のため、115万円余の増額補正をお願いするものでございます。

その下、3の高齢者福祉対策費でございますが、9,801万円余の減額補正をお願いするものでございます。(1)にございますように、施設開設準備経費助成特別対策事業につきましては、施設整備が当初想定を下回ったため、開設に係る準備経費を減額補正するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

右側、5番目の介護保険対策費でございますが、271万円余の減額補正をお願いしております。介護人材確保対策推進事業につきましては、民間事業者等への補助事業の実績が当初想定を下回る見込みとなったため、減額補正を行っておるものでございます。

続きまして、老人福祉施設費でございますが、3億3,227万円余の減額補正をお願いしております。右側の1の老人福祉施設整備費

の介護基盤緊急整備等事業につきましては、整備の取り下げや整備の見送り等の理由により、予算額に変更が生じたため、減額補正を行っているものでございます。

続きまして、12ページでございます。

上の2の国庫支出金返納金につきましては、財産処分に伴う国庫返納金でございます。

その次でございます。民生施設補助災害復旧費でございますが、1億4,839万円余の増額補正をお願いしているものでございます。

こちら、右側でございますように、社会福祉施設災害復旧費の老人福祉施設等災害復旧事業につきましては、平成28年熊本地震等により被災した施設の復旧費のうち、かさ上げ分でございます。公立施設に係るかさ上げ分について助成をするものでございます。

以上、高齢者支援課の2月補正予算といたしましては、最下段のとおり、合計で2億8,640万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、13ページでございます。

繰越明許費の変更でございますけれども、民生費で793万円余の追加設定をお願いするものでございます。こちらは、非常用自家発電設備整備事業分等につきまして、年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、追加でお願いするものでございます。

高齢者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

老人福祉費で7億9,437万円余の減額補正をお願いしております。

主なものを御説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費について御説明いたします。

(1)熊本型介護予防機能強化事業は、所要見込み額の減及び財源の更正による減額補正でございます。

その他、(2)、(3)は、所要見込みの減による減額補正でございます。

説明資料15ページをお願いいたします。

(4)市町村職員派遣負担金は、市町村からの派遣職員に対する給与等の負担金に係る増額補正でございます。その他は、所要見込み額の減による減額補正でございます。

説明欄の3、国庫支出金返納金について御説明いたします。

老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金でございますが、平成30年度に実施いたしました国庫補助事業の額の確定、精算に伴う返納金でございます。

次に、4、介護保険対策費について、主なものを御説明いたします。

(1)介護給付費県負担金交付事業は、市町村に対する法定の負担金、交付金等で、市町村の所要見込み額の減に伴うものでございます。

資料の16ページをお願いいたします。

説明欄(2)地域支援事業交付金交付事業、(3)第1号保険料県負担金交付事業につきましては、いずれも市町村に対する法定の負担金、交付金等でございます。(2)は、市町村の所要見込み額の減、(3)は、市町村の所要見込み額の増に伴うものでございます。

次に、5、介護保険財政安定化基金積立金でございますが、これは、利息が当初見込みよりも増加したため、基金に積み戻す金額が増となったものでございます。

最後になりますが、公衆衛生総務費の保健医療推進対策費について御説明いたします。

在宅医療連携推進事業でございますが、所要見込み額の減及び財源の更正に伴う減額補正でございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の2月

補正予算といたしまして、7億9,927万円余の減額をお願いしております。

御審議のほどよろしく願います。

○下村社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

主なものを御説明します。

まず、社会福祉総務費ですが、218万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄、3の生活福祉資金貸付事業費の(1)は、県社会福祉協議会が昨年台風15号及び19号の被災地で貸付業務を支援した際の派遣事務費について、国庫補助により助成を行うものです。

(2)は、国の補正対応分で、就職氷河期対策として、資格取得に係る訓練期間中の生計維持のための貸し付けが新しくメニューに追加されたことに伴うシステムの改修について助成するものです。

18ページをお願いいたします。

生活保護総務費でございますが、2億5,795万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄、1の(1)生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業につきましては、貸付件数の減に伴い、減額を行うものです。

19ページをお願いいたします。

説明欄、4の国庫支出金返納金は、平成30年度の生活保護費等国庫負担金の額の確定に伴う精算返納金でございます。

以上、社会福祉課の補正予算としまして、2億5,962万円余の増額補正をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更についてですが、350万円の追加設定をお願いしています。これは、先ほどの国庫補正分の貸付システムの改修について、年度内の改修完了が見込めないた

め、追加でお願いするものです。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○久原子ども未来課長 子ども未来課です。

説明資料の21ページをお願いいたします。

主な事業について御説明をいたします。

下段、児童福祉総務費について、1億9,343万円余の減額補正をお願いしております。これは、説明欄記載の1、児童健全育成費が、次のページに記載しております保育士確保対策費の所要見込みの減によるものでございます。

なお、21ページのほうの最後に記載しております(4)「くまもとスタイル」子育て推進事業につきましては、国の補正予算に対応した経済対策分として、2,095万円余の増額をお願いしております。

次に、22ページ下段の児童福祉施設費について、5,227万円余の減額補正をお願いしております。これは、3の施設職員退職共済費の所要見込み額の減によるものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費について、6,156万円余の減額補正をお願いしております。これは、乳幼児医療費等の所要見込み額の減によるものでございます。

下段の私学振興費について、3億710万円余の減額補正をお願いしております。これは、(3)の認定こども園施設整備事業において、事業者が資金や土地の確保ができず、今年度の整備を延期等しましたことによる所要見込み額の減によるものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

下段、教育施設災害復旧費について、101万円余の増額補正をお願いしております。これは、熊本地震で被災した私立幼稚園の復旧費について、昨年12月に実施された災害査定

の結果、査定額が所要見込み額を上回ったことによる増額でございます。

以上、子ども未来課で6億1,256万円余の減額補正をお願いしております。

次に、25ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正について説明いたします。

児童福祉費について、2,095万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。先ほど御説明しました「くまもとスタイル」子育て推進事業について、国の補正予算に伴う事業であり、本年度の執行が困難であるため、全額を繰り越すものでございます。

下段、災害復旧費について、101万円余の繰越額の追加設定をお願いしております。11月議会において、3,066万円の繰越設定を承認いただきましたが、先ほど御説明しましたとおり、所要見込み額のほうを査定額が上回っておりますので、その差額分を追加設定させていただくものでございます。

子ども未来課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

説明資料26ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、2段目の児童措置費について、3,083万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄、1、児童扶助費のうち、(1)児童養護施設等及び里親委託に係る措置費につきましては、所要見込み額の増に伴い、増額をお願いするものです。

27ページをお願いいたします。

1段目の右の説明欄、(3)県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁については、母子生活支援施設等への入所数が見込みよりも少なかったことに伴い、減額をお願いするものです。

2段目の母子福祉費について、1億8,709万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄、1、児童扶養手当支給事業費(扶助費)につきましては、所要見込み額の増に伴い、増額をお願いするものです。

以上、子ども家庭福祉課、2月補正予算は、最下段のとおり、合計で2億2,093万円余の増額をお願いしております。

子ども家庭福祉課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の28ページをお願いします。

2月補正の主なものについて御説明いたします。

まず、障害者福祉費で8億4,200万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄の1、障がい者扶助費の(3)障害福祉サービス費等負担事業は、障害者の入所や通所サービス利用に係る県負担金で、市町村の所要見込み額の減により、11億5,100万円余を減額するものでございます。

2、障がい者福祉諸費の(3)市町村地域生活支援事業は、市町村が行います同事業の国庫補助金の内示減により、2,400万円を減額するものでございます。

(5)重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業は、所要見込み額の増により、1,120万円余を増額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

(6)障害分野のロボット等導入支援事業は、ロボット等を導入する障害者支援施設に対する助成で、国の補正予算に伴い、300万円を増額するものでございます。

3の(1)障がい者福祉施設整備費は、法人による申請取り下げに伴う所要見込み額等の減により、2,810万円余を減額するものでございます。

(2)は、国土強靱化の一環として施設の耐震化等を推進する国の補正予算に伴い、4億6,400万円余を増額するものでございます。

4、国庫支出金返納金で6,840万円余を増額するものでございます。

(1)から30ページの(4)まで、過年度分の国庫負担金等の確定及び補助金により整備した施設設備の処分等に伴い、返納金が生じたものでございます。

5、重度心身障がい者医療費は、市町村が行います重度心身障がい者医療費助成事業への助成で、所要見込み額の減により、9,810万円余を減額するものでございます。

下段の児童措置費で6,720万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄、1、児童扶助費の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業は、所要見込み額の減により、7,040万円余を減額するものでございます。

31ページをお願いいたします。

3、国庫支出金返納金で550万円余を増額するものでございます。

(1)及び(2)は、平成30年度国庫補助金等の確定に伴い、返納金を生じたものでございます。

次の段の児童福祉施設費で530万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄、(2)こども総合療育センター管理運営費は、看護師等の嘱託職員に係る人件費の所要見込み額の減により、1,390万円余を減額するものでございます。

32ページをお願いします。

精神保健費で1,160万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄、1(5)熊本地震を踏まえた自殺予防等対策推進事業は、市町村の所要見込み額の減により、570万円余の減額を行うものでございます。

2、国庫支出金返納金で1,230万円余の増

額をお願いしております。

(1)から33ページの(3)まで、平成30年度国庫負担金等の確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

以上、障がい者支援課の補正予算としまして、9億1,000万円余の減額をお願いするものでございます。

34ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

民生費で10億200万円余の追加設定をお願いするものでございます。

備考欄に記載のとおり、障がい者福祉施設整備費及び国補正分の2事業につきまして、年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、追加でお願いするものでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三牧医療政策課長 医療政策課です。

35ページをお願いいたします。

主な事業について説明いたします。

公衆衛生総務費で12億5,229万円余の減額をお願いしております。

右側の1、保健医療推進対策費(3)の医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が行う施設整備等に対する助成ですが、補助事業者の計画変更や国庫補助金の制度廃止及び内示減に伴う減額でございます。

(6)の病床機能分化・連携推進事業は、地域で不足する病床機能への転換等に取り組む医療機関に対する助成ですが、申請額が見込みを下回ったことによる減額でございます。

36ページをお願いいたします。

4、地域医療介護総合確保基金積立金は、国の内示増等に伴う増額でございます。

続いて、医務費で3,739万円余の減額をお願いしております。

右側の1、へき地医療対策費の(2)へき地

医療施設・設備整備費補助ですが、対象となる僻地医療拠点病院や僻地診療所の事業計画の変更や国庫補助金の内示減に伴うものでございます。

37ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費で5,813万円余の減額をお願いしております。

2、看護師等確保対策費の看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップ支援や病院内保育所、看護師宿舎など就労環境の改善等を支援する助成事業ですが、申請額が見込みを下回ったこと等による減額でございます。

以上、医療政策課は、合計で13億1,995万円の減額補正をお願いしております。

最後に、38ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

医師修学資金貸し付けにつきまして、熊本大学の医学部生に修学資金を貸与しておりますが、在学期間が延長となる貸与学生、いわゆる留年した学生に対して、貸与額を増額する必要がございますので、限度額を7,897万円から574万円余追加し、8,471万円余に変更をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費について、2億3,700万円余の減額を計上しております。

減額の主な理由は、説明欄の2、国民健康保険制度安定化対策費ですが、被保険者数の減により、当初の見込みを下回ったためでございます。

次に、公衆衛生総務費について、2億2,000万円余の増額を計上しております。

増額の主な理由は、説明欄、1の(1)後期

高齢者医療給付費の県負担金ですが、1人当たりの医療費が当初の見込みを上回ったためでございます。

40ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険給付に係る県の法定負担金ですが、所要見込み額の増により、3億6,900万円余の増額を計上しております。

以上、一般会計で3億5,200万円余の増額をお願いしております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

国民健康保険運営費につきまして、25億9,300万円余の増額を計上しております。

説明欄の1、国民健康保険保険給付費等交付金ですが、医療費に係る保険給付費が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

説明欄、4の国庫支出金返納金は、平成30年度の国庫負担金の確定に伴う精算返納金で、財源は平成30年度決算の剰余金であります。

続きまして、46ページをお願いいたします。

事務機器等賃借として、国保システムのウイルスソフト使用料の債務負担行為の設定をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の41ページをお願いいたします。

主な項目について御説明します。

公衆衛生総務費で3,900万円余の減額をお願いしております。

まず、右の説明欄、3の健康づくり推進費でございます。

(1)の歯科保健推進事業は、県民の歯の健康づくりの推進や市町村が行う子供のフッ化物洗口に要する経費ですが、市町村の所要見込み額の減に伴う減額でございます。

(2)の市町村健康増進事業から次の42ページの5の原爆被爆者特別措置費につきましては、全て所要見込み額の減に伴う減額でございます。

7の国庫支出金返納金につきましては、平成30年度国庫補助金の交付確定に伴う精算返納金でございます。

43ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計の繰出金につきましては、市町村が実施する特定健診等に対する負担金で、市町村の所要見込み額の減に伴う減額でございます。

以上、健康づくり推進課では、9,933万円余の減額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の44ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

3段目の薬務費の説明欄、2の薬務行政費で200万円の減額をお願いしております。薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業は、県民みずから医療関係者の助言を得るなどしながら健康の増進を図る、いわゆるセルフメディケーションを推進するため、薬局の薬剤師を活用した健康情報の拠点づくりに要する経費でございます。国庫委託金の内示減に伴い、200万円の減額をお願いするものでございます。

薬務衛生課合計では、2,531万円余の増額をお願いしております。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方総務経営課長 病院局総務経営課であります。

資料47ページをお願いいたします。

病院事業会計2月補正予算を御説明いたします。

表中段、補正額をごらんいただければと思います。

まず、収益的収支につきまして、収入は、患者数の減少による収益減等により、1億2,466万円の減額、支出は、1の減少に伴い、給与費その他経費の節減等により、1億2,392万円余の減額、これらにより、補正後の収入16億3,761万円、支出16億3,613万円余、差し引き147万円余の純利益となる見込みであります。

次に、資本的収支につきまして、収入の補正はございません。支出は、空調設備改修事業の見直し等により、1億945万円の減額。これにより、補正後の支出が3億1,482万円余となる見込みであります。

49ページをお願いいたします。

こころの医療センターの業務のうち、令和2年4月1日から業務を行う必要がある、資料記載の庁舎等管理及び情報処理関連につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。

病院局からは以上になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。

質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 病院局のほうなんですけれども、今年度、児童・思春期医療専門の医師が減少したということで、これは私も聞いているんですけれども、今後の見通しというか、これ、目玉としてつくったというふうに

思うんですけれども、今後の見通しについてちょっと教えていただきたい。

○緒方総務経営課長 児童・思春期の医師につきまして、本年度減少したんですけれども、県内でやっぱり専門の医師が少のうございます。熊大医局のほうに足を運んで当センターの現状をお伝えし、専門医師の派遣を今お願いしているところであります。

そのほか、現在、当センターに在籍している医師のこの児童・思春期に関する医療のスキルアップも進め、今後とも、児童・思春期医療に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○藤川隆夫委員 今県内の専門医が少ないという話で、当然これ、県外にも手を広げて熊本に来てもらうような働きをしなきゃいけないし、県外で、実は熊大出身で仕事されている先生方もいらっしゃいますので、そこを含めて対応をしていかないと、やはり、せっかく開いた児童・思春期が消滅してしまうということになると困りますので、ぜひお願いしたいと思います。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○藤川隆夫委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第15号及び第19号について、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、令和2年度当初予算及びその他議案について、担当課長から課ごとに説明をお願いいたします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

資料の2ページのほうをお開きください。

まず、社会福祉総務費でございます。21億8,331万円を計上しております。

前年度当初予算に比べまして、22億6,764万円余の減額となっております。減額の主な理由は、後ほど出てまいります、災害救助事業の減によるものです。

右側の説明欄をごらんください。

1の職員給与費は、補正予算のほうでも御説明しましたが、1月1日時点の職員数や給与額に基づいて計算しているものでございます。補正予算と同様に、各課の説明は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

説明欄、4の社会福祉諸費の(2)福祉総合情報システム運営費は、先ほど元年度予算の補正でもお願いしましたが、改めて、工期を延ばしたことによる、2年度予算への延長となっております。

(3)の地域支え合いセンター運営支援事業は、被災者支援のため、市町村が設置しております地域支え合いセンター運営経費についての助成等を行うものです。

次に、4ページをごらんください。

説明欄、(6)の住まいの再建支援事業は、住まいの再建に向けた6つの支援策のうち、

県が直接実施しておりますリバースモーゲージ型を含む自宅再建の利子助成等の6つの支援策につきまして、必要額を計上させていただいております。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

最下段の災害救助費です。

6ページにわたって計上しております。

今回、30億683万円余を計上しております。前年度に比べまして、19億5,000万円余の減額となっております。主な要因は、みなし仮設住宅の賃借料等の見込み減によります。

そのまま、6ページをお願いいたします。

右側の説明欄の2、災害救助対策費の(1)災害救助事業は、熊本地震の被災者に対して行う災害救助法に基づく救助に関する費用でございます。

おめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。

下段の保健環境科学研究所費につきましては、保健環境科学研究所の運営に要する経費でございます。2億4,615万円余をお願いしております。前年度に比べまして、4,251万円余の減額となっておりますが、その前年度、単年度事業としまして、研究所の蓄電池でございますとか火災報知機の改修工事をしたことによって、今年度減となっているものでございます。

8ページをお願いいたします。

中段の保健所費は、県内の保健所の運営に関する経費で、16億1,526万円余をお願いしています。前年度比1億530万円余の減となっておりますのは、保健所非常用自家発電設置の工事分の減によるものでございます。

続いて、下段の元金でございますが、災害援護資金の貸付金の返済に伴います貸付元金の国庫への償還金で、3,317万円をお願いしております。

以上、健康福祉政策課は、総額76億6,090万円余をお願いしております。

続きまして、条例等議案のほう説明をさせていただきます。115ページ、最後のページをお開きください。職員の交通事故によります和解のための専決処分の報告となります。

概要は、116ページのほうに示しております。

この事故は、令和元年7月18日に阿蘇振興局の職員が公務中に公用車で阿蘇市黒川の交差点において信号待ちをしていた折に、不注意によって前方の車両に追突し、損傷を与えたという事故でございます。

県側の過失割合が100%となりまして、県が相手方に、合計でございますが、物損分と人身分合計しまして、ここには記載ございませんが、61万7,812円の損害賠償額を負担する内容で和解契約を行うための専決処分でございます。

説明は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、3億7,260万円余をお願いいたしております。

主な事業といたしまして、説明欄の3、肝炎対策事業でございますが、これは、B型肝炎及びC型肝炎の患者の方々の方々の治療に伴う医療費の助成や肝炎ウイルス検査などに要する費用でございます。

続きまして、下段の結核対策費でございますが、6,446万円余をお願いいたしております。

主な事業は、説明欄、1の結核医療費でございますが、これは、感染症法に基づき、入院勧告を行った際の医療費について公費負担

を行うものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

予防費でございますが、1億3,598万円余をお願いいたしております。

主な事業といたしましては、説明欄、1の(1)感染症予防事業費におきましては、主に感染症対策における本庁及び保健所の備蓄防護具等の使用期限の関係により更新する必要があるため、1,867万円余を計上しております。

(3)の新型インフルエンザ対策費におきましては、主に新型インフルエンザ発生に備えまして備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を使用期限の関係により更新する必要があるため、3,785万円余を計上しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

(4)風しん対策事業におきましては、妊娠を希望する女性等の風疹抗体検査に要する経費及び同検査等を踏まえ、市町村が実施する予防接種事業への助成を行うための経費でございます。

続きまして、下段の食品衛生指導費でございますが、6億1,636万円余をお願いいたしております。

主な事業といたしまして、説明欄、1の(1)食品営業監視事業は、食品営業施設の許可や食品営業施設の監視指導及びHACCP導入推進等を行う経費でございます。

次に、13ページ、説明欄、4、食肉衛生検査所費の(2)管理・運営費ですが、食肉衛生検査所の老朽化及び機能強化のための改築工事に係る費用及び管理運営費でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

環境整備費でございます。1億6,456万円をお願いしております。

主な事業といたしまして、説明欄、1の(2)動物愛護管理事業ですが、県の保健所や

動物愛護センターにおける犬や猫の引き取り、捕獲、収容、譲渡等の主に動物管理業務に必要な経費でございます。

説明欄、2の(2)動物愛護推進事業は、動物愛護推進協議会の開催や県動物愛護ホームページの管理など、動物愛護の取り組みを行うための経費でございます。

以上、健康危機管理課は、当初予算といたしまして、総額13億5,398万円余をお願いいたしております。

続きまして、議案の第47号から49号概要を御説明申し上げます。

資料の80ページからでございます。

まず、熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。議案の80ページから82ページに掲載しております。

83ページの概要をお開きください。

条例改正の趣旨及び主な内容につきましては、社会福祉法等の一部改正を踏まえ、入浴施設の衛生管理について必要な措置を講じなければならない施設に、児童発達支援センターを除く、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業所または施設及び生計困難者のために、無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設である無料、低額宿泊所を追加するとともに、レジオネラ症発生防止等対策に関する国の衛生管理要領等改正を踏まえ、入浴施設の衛生管理について必要な維持管理の措置及び構造設備の基準を見直す等の関係規定の整備を行うものでございます。

施行日は、無料、低額宿泊所の追加は令和2年4月1日から、児童発達支援等を行う事業所等の追加及び衛生管理に必要な基準の見直しは令和2年10月1日から、その他の規定は公布の日としております。

次に、議案第48号、熊本県食品衛生基準条例及び熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案は、84ページから85ページに掲載しております。

86ページをお開きください。

条例改正の趣旨及び主な内容につきましては、食品衛生法等の一部改正に伴い、営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準が法で定められたため、係る規定を条例から削除する等の関係規定の整理を行うものです。

施行日は、令和2年6月1日としております。

最後に、議案49号、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案は87ページに掲載しております。

88ページをお開きください。

条例改正の趣旨及び主な内容につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴いまして、第一種動物取扱業者等であった者に対する立入検査を動物愛護管理員の所掌事務に加えるとともに、規定の整理を行うものです。

施行日は、令和2年6月1日から、規定の整理の一部は、公布の日からとしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございますが、8,236万円余をお願いしております。

右側説明欄の1、社会福祉諸費でございますが、主な事業を御説明します。

(2)番、福祉人材緊急確保事業は、福祉、介護分野における人材の新規参入促進、高校

生資格取得支援、マッチング機能強化及び定着支援に要する経費でございます。

続きまして、老人福祉費でございますが、13億3,180万円余をお願いしております。

次の16ページをお開きいただきまして、右側の説明欄をごらんください。

2の高齢者福祉扶助費でございますが、軽費老人ホーム設置者が行います利用料の一部減免に要する経費について助成するものでございます。

次の3番の高齢者福祉対策費でございますが、主な事業を御説明いたします。

(3)番、高齢者能力活用推進事業は、熊本さわやか長寿財団が実施する高齢者無料職業紹介事業に要する経費について助成するものでございます。

(4)番、高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等次期計画策定事業につきましては、新規事業でございまして、3年に1度、計画を策定することになってございまして、長寿・安心・くまもとプラン等の計画策定に要する経費でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

(5)番、施設開設準備経費助成特別対策事業につきましては、介護施設等の開設を円滑に進めるために必要な人件費や広報費等の準備経費について助成するものでございます。

(6)番、介護職員勤務環境改善支援事業につきましては、施設等が介護ロボットを導入する経費について助成するものでございます。

その下、(7)番、介護アシスタント育成事業につきましては、介護施設等への介護補助職導入に係る取り組みに要する経費について助成するものでございます。

(8)番、介護入門的研修推進事業につきましては、介護人材の裾野の拡大を図るため、介護に関する入門的研修の実施からマッチン

グまでの一体的な支援に要する経費の支援で  
ございます。

18ページをお願いいたします。

4の介護保険対策費でございます。

(2)番、介護人材キャリアパス導入等支援  
事業につきましては、介護職員のキャリアア  
ップ環境整備のためのキャリアパスの導入や  
介護職員処遇改善加算取得の支援等に要する  
経費でございます。

続きまして、19ページをお願いいたしま  
す。

老人福祉施設費でございます。7,980万円  
をお願いしております。

右側説明欄の1、老人福祉施設整備費でご  
ざいます。

老人福祉施設整備等事業につきましては、  
特別養護老人ホーム等の老朽化などに伴う施  
設の改築に要する経費について助成するもの  
でございます。

以上、高齢者支援課の令和2年度当初予算  
といたしましては、総額14億9,397万円余を  
お願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴田認知症対策・地域ケア推進課長 認知  
症対策・地域ケア推進課でございます。

資料の20ページをお願いいたします。

老人福祉費で277億6,045万円余をお願い  
しております。

主な事業を御説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費でございま  
す。

(1)認知症診療・相談体制強化事業は、認  
知症に係る医療体制や関係機関の連携体制強  
化と認知症の早期発見、相談体制強化の事業  
に要する経費でございます。

21ページをお願いいたします。

説明欄、(4)訪問看護推進事業は、訪問看  
護サービスの安定提供に向けた訪問看護ステ

ーションへの相談対応等の支援経費等につい  
て助成するものでございます。

22ページをお願いいたします。

(7)在宅医療サポートセンター事業は、県  
及び地域における在宅医療の推進を図る在宅  
医療サポートセンターの運営経費について助  
成するものでございます。

(8)地域包括ケアシステム構築加速化事業  
は、高齢者の自立支援に向けた地域包括ケア  
システムの構築を推進する市町村への包括的  
支援等に要する経費でございます。この事業  
は新規扱いでございますが、既存の市町村包  
括支援センターに対する補助を使いやすく助  
成をしたものでございます。

23ページをお願いいたします。

次に、3の介護保険対策費の主な事業につ  
いて御説明いたします。

(1)介護給付費県負担金交付事業、(2)地域  
支援事業交付金交付事業、(3)第1号保険料  
県負担金交付事業は、いずれも市町村に対す  
る法定の負担金、交付金等でございます。

24ページをお願いいたします。

4の介護保険財政安定化基金積立金は、介  
護保険財政安定化基金の償還金及び運用利息  
の積み立てでございます。

続きまして、公衆衛生総務費でございま  
すが、709万円余をお願いしております。

説明欄、1の保健医療推進対策費の在宅医  
療連携推進事業は、在宅医療を担う医療、介  
護等の関係機関の連携体制構築のための協議  
会の開催等に要する経費でございます。

25ページをお願いいたします。

医務費で1,324万円余をお願いしてあり  
ます。

説明欄の1の歯科行政費の在宅歯科医療機  
能強化事業は、在宅歯科医療連携室が行う訪  
問歯科診療の調整や人材育成、器材購入など  
に要する経費を助成するものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課は、令

和2年度当初予算としまして、総額277億8,079万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○下村社会福祉課長 社会福祉課でございます。

26ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費として、3億1,320万円を計上しております。

説明欄、2の民生委員費は、民生、児童委員の費用弁償等に要する経費でございます。

4の(2)日常生活自立支援事業は、県社協が行う、判断能力が十分でない方に対する福祉サービスの利用援助事業等について助成するものです。

27ページをお願いいたします。

下段の遺家族等援護費につきましては、9,196万円余を計上しております。

28ページをお願いします。

説明欄、2(1)の特別給付金等支給事務費は、ことし4月から受け付けを開始する第11回の戦没者遺族に対する特別弔慰金の裁定に要する経費でございます。

(3)の引揚者等援護扶助費は、帰国された中国残留邦人の方に支給される支援給付費でございます。

次に、生活保護総務費として、8億7,728万円余を計上しております。

29ページをお願いいたします。

説明欄、(3)は、生活困窮者に対する相談支援窓口の設置や自立支援プランの策定などの総合的支援に要する経費でございます。

(4)は、(3)の事業で策定された自立支援プランに基づく生活困難者に対する就労準備や家計改善などの支援に要する経費でございます。

30ページをお願いいたします。

扶助費として、37億5,386万円余を計上し

ております。前年度と比べまして1億2,170万円余の減額となっておりますが、これは、説明欄、(1)の生活保護費が受給予定者の減などにより、前年度と比べ1億1,000万円余の減額となったことが主な要因でございます。

以上、令和2年度当初予算としまして、合計で50億3,632万円をお願いしております。

31ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

生活保護世帯進学応援資金貸付につきまして、令和2年度の新規貸付者に対し、大学や短大在学中も継続して貸し付けを行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いしているものです。

飛びまして、102ページをお願いいたします。

議案第50号、熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、概要により御説明いたします。

議案は、これより前の89ページから101ページに登載しております。

条例制定の趣旨ですが、当該事業の適正実施を目的に社会福祉法が改正されたことに伴い、他の福祉施設と同様に、設備及び運営に関する基準を定めるものです。

内容についてですが、対象となる無料低額宿泊所は、先ほど健康危機管理課からも説明がありましたが、生活困窮者のために、無料または低額な料金で宿泊施設などを貸し付けたり、利用させたりする第二種の社会福祉事業を行う施設のことです。

基準の内容についてですが、基本的な基準は、国の省令と同様のものとしていまして、県独自の基準として、県の他の福祉施設と同様に、②のアからエの4つの基準を追加しております。

パブリックコメントを実施しましたが、意見の提出はございませんでした。

施行期日は、令和2年4月1日としております。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

32ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

下段の児童福祉総務費について、27億3,590万円余をお願いしております。

33ページの説明欄をお願いします。

2、児童健全育成費の(1)多子世帯子育て支援事業は、第3子以降の保育料無料化を実施する市町村への助成経費です。昨年10月からの国の幼児教育、保育の無償化が開始され、対象児が3歳未満児のみとなったことから、前年度より2億8,000万円の減額となっております。

(3)の児童健全育成事業及び(4)の放課後児童クラブ施設整備事業は、放課後児童クラブの運営や施設整備についての市町村への助成です。運営クラブ数の増加等により、1億9,000万円の増額となっております。

(5)子育て支援強化事業費補助金は、一時預かりやファミリーサポートセンター事業に対する市町村への助成です。

(6)の「くまもとスタイル」結婚推進事業は、よかボス関係の事業になります。国の経済対策分として、一部事業を2月補正にて計上し、あわせて、今回から事業名も変更をいたしております。

34ページをお願いいたします。

4の保育士人材確保事業は、保育士の再就職支援経費や保育補助者の雇い上げ事業の助成です。補助対象保育所の増加等により、8,000万円の増額となっております。

下段の児童措置費は、181億6,260万円をお願いしております。これは、保育所や認定こ

ども園などの給付費の県負担分です。幼児、保育の無償化の要因などにより、県負担分として、昨年度より33億8,204万円の増額となっております。

35ページをお願いいたします。

児童福祉施設費は、11億93万円余をお願いしております。

1、市町村保育施設運営費補助の(1)特別保育総合推進事業は、延長保育等の助成、(2)は、病児、病後児の保育の助成です。

3、施設職員退職共済費は、社会福祉施設等の退職手当の支給経費について助成するものです。

36ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費として、9億5,651万円余をお願いしております。

1、衛生諸費ですが、今年度より開始しました旧優生保護法一時金支給事業について計上しています。

37ページをお願いいたします。

新規事業の(2)新生児聴覚検査体制整備事業は、令和2年度から、国において検査体制の充実に向けた予算が拡充されており、本県においても専門機関等を交えた協議会を開催する経費について計上しています。

6、母子医療対策費については、小児慢性特定疾病に関する医療費給付や特定不妊治療費助成について、7、乳幼児医療費は、市町村が実施する助成事業への助成です。

38ページをお願いします。

私学振興費として、11億1,493万円余をお願いしており、前年度比約3億4,555万円余の減額となっております。

主な減額理由は、(3)認定こども園施設整備事業について、箇所数の減少により、1億490万円の減額、(4)私立幼稚園経常費助成費補助について、私学助成幼稚園の減少により、2億3,189万円の減額となっております。

以上、当課合計で242億6,352万円余をお願いしております。

続きまして、103ページをお願いいたします。

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

104ページの概要にて御説明いたします。

第9次地方分権一括法の制定により、幼保連携型認定こども園において、副園長または教頭の資格要件について、その要件緩和の特例の期限が5年間延長されたことに伴い、関係規定を整理するものでございます。

子ども未来課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

説明資料39ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、2段目の社会福祉施設費は、4,852万円余をお願いしております。

右の説明欄、1、女性相談センター費の(1)DV対策支援事業は、女性相談センターにおけるDV相談対応や関係機関会議、研修等に要する経費です。

次に、最下段の児童福祉総務費は、1億7,111万円余をお願いしております。

40ページをお願いいたします。

右の説明欄、3、児童健全育成費の(2)こんにちは赤ちゃん事業費等補助事業は、幼児がいる家庭訪問事業など児童虐待の発生予防対策等を実施する市町村に対し助成を行うものです。

41ページをお願いいたします。

児童措置費は、71億6,098万円余をお願いしております。

説明欄、1、児童扶助費の(1)から(3)は、保護を必要とする児童や母子を児童養護施設

や母子生活支援施設等へ入所措置するための費用でございます。

42ページをお願いいたします。

1段目、右の説明欄、3、児童手当費の児童手当市町村交付金は、中学生までの子供を持つ保護者に対して支給する児童手当について、県負担分を市町村に交付するものです。

2段目の母子福祉費は、19億7,344万円余をお願いしております。

説明欄、1、ひとり親対策費の(1)から(3)につきましては、ひとり親家庭の各種相談や就職支援、子供に対する学習支援等を行うために要する経費です。

(4)子どもの貧困対策推進事業は、子ども食堂に取り組む民間団体と連携した啓発イベント等の実施、市町村が行う学習支援や住民への啓発事業等に要する経費で、助成するものでございます。

続いて、43ページをお願いいたします。

1段目の3、児童扶養手当支給事業費は、ひとり親家庭等に対し、月4万円ほどの手当を支給する事業です。

4、ひとり親家庭等医療費は、市町村が行うひとり親家庭等の医療費の自己負担軽減に要する経費について助成するものです。

2段目の児童福祉施設費は、3億1,181万円余をお願いしております。

44ページをお願いいたします。

説明欄、2、児童福祉施設整備費の児童福祉施設整備費補助は、新規事業です。社会福祉法人が行う児童福祉施設の整備に要する経費について助成するものです。

3、児童相談所費の(4)子ども虐待防止総合推進事業は、児童虐待防止等に係る各種事業に要する経費です。

45ページをお願いいたします。

4、児童一時保護所費の(2)中央一時保護所管理運営費(扶助費)は、児童相談所が虐待を受けた児童等を一時保護する際に必要な食

費、被服費、医療費等に要する経費です。

以上、最下段のとおり、子ども家庭福祉課の令和2年度一般会計当初予算は、総額96億6,654万円余をお願いしております。

次に、46ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

母子家庭等児童の身元保証は、ひとり親家庭の児童が就職する際に、県がかわりに身元保証を行うもので、当該保証が複数年にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

続いて、少し飛びますが、73ページをお願いいたします。

こちらは、母子父子寡婦福祉資金特別会計についてです。

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、ひとり親家庭等に対し、子供の就学資金や生活資金等の各種貸し付けを行うものです。実績の伸び率に基づき、前年度と比較し、408万円余の減額を行い、令和2年度当初予算は、最下段のとおり、9,607万円余をお願いしております。

続いて、74ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計における債務負担行為の設定です。

当該貸し付けが複数年にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

子ども家庭福祉課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

まず、令和2年度の当初予算の概要について、主なものを説明いたします。

説明資料の47ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費で165億8,800万円余を計上しております。

前年度と比較して、1億9,900万円余の増額となっております。増額の主な要因は、説

明欄、1、障がい者扶助費の(3)障害福祉サービス費等負担事業で、障害者施設の通所サービス利用者の増加等によりまして増額となっているところでございます。

2、障がい者福祉諸費の(2)市町村地域生活支援事業は、市町村が行います相談支援を初め、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの意思疎通支援等に助成するものでございます。

48ページをお願いいたします。

(7)2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業は、競技用具購入費や大会遠征費の助成を行うなど、同大会に出場の可能性がある選手の育成強化に要する経費でございます。

49ページをお願いいたします。

3、障がい者福祉施設整備費は、社会福祉法人等が行いますグループホームの創設など、施設整備について助成するものでございます。

5、重度心身障がい者医療費は、市町村が行います重度心身障害児者への医療費助成事業について助成するものでございます。

7の発達障害者福祉費につきましては、50ページをお願いいたします。

(2)発達障がい者支援センター事業は、発達障害者の総合的な専門相談機関である県北及び県南の2カ所の同センターの運営に要する経費でございます。

(3)発達障がい者支援医療体制整備事業は、発達障害について、身近な地域で対応が可能となる医療体制の整備に向け、専門医の養成を行うとともに、県北及び県南の発達障がい者支援センターに心理士を配置し、診断待機期間の解消等を図る経費でございます。

下段の児童措置費で41億3,200万円余を計上しております。前年度と比較して、5億8,200万円余の増額となっております。増額の主な要因は、説明欄、1、児童扶助費の障

害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業で、放課後等デイサービスなどの障害児の通所サービス利用者の増加により増額となっているところでございます。

51ページをお願いいたします。

中段の児童福祉施設費で11億200万円余を計上しております。

右の説明欄、1のとおり、宇城市松橋町にありますこども総合療育センターの管理運営に要する経費でございます。

52ページをお願いします。

精神保健費で2億8,200万円余を計上しております。

説明欄、1、精神保健費の(2)精神保健医療費は、精神障害者の措置入院に要する経費でございます。

(3)こころのケアセンター運営事業は、被災者の心の問題に対応するために設置しております熊本こころのケアセンターの運営に要する経費でございます。

53ページをお願いいたします。

最下段の県立病院事業会計繰出金でございます。

地方公営企業法に基づきます県立こころの医療センターへの繰出金として、8億8,700万円余を計上しております。

以上、令和2年度当初予算として、総額230億8,500万円余を計上しております。

次に、財産の無償貸し付けについて説明いたします。

説明資料の109ページをお願いします。

議案第61号から第63号まで、3つの議案がございます。いずれも、平成22年度から県有地の無償貸し付けを行ってきております。今回、県の財産条例の規定に基づきまして、引き続き、来年度からの5年間の無償貸し付けを行うものでございます。

貸し付けの対象については、平成22年度以前は、もともと県立施設だった施設につきま

して、当時、行財政改革の一環として各施設の民営化を行い、その支援策として、建物は無償譲渡、土地は無償貸し付けを行っているものでございます。

まず、議案第61号は、熊本県あかねの里の用地を公益社団法人熊本県精神科協会へ無償で貸し付けるものでございます。

110ページのほうをお願いいたします。

1、貸し付けの概要ですが、同法人への貸付期間が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、更新を行うものでございます。

2、無償貸し付けの理由につきましては、平成22年4月1日に民営化した施設の継続的かつ安定的な運営のためでございます。

3、貸付期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

111ページをお願いいたします。

議案第62号につきましては、熊本県ひばり園ほか3施設の用地を社会福祉法人熊本県社会福祉事業団へ無償で貸し付けるものでございます。

112ページをお願いいたします。

貸し付けの概要等につきましては、さきに御説明した議案と同様でございます。

113ページをお願いいたします。

議案第63号は、熊本こすもす園の用地を社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会へ無償で貸し付けるものでございます。

114ページをお願いいたします。

貸し付けの概要等につきましては、さきに御説明した議案と同様でございます。

障がい者支援課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○三牧医療政策課長 医療政策課です。

54ページをお願いいたします。

主な事業を説明いたします。

公衆衛生総務費で43億6,984万円余を計上

しております。前年度比で24億6,000万円余りの減となっております。

2、保健医療推進対策費(3)の医療施設等施設・設備整備費は、病院等の機能強化のための施設整備や検査機器の整備等について助成するものでございます。

続いて、55ページをお願いいたします。

(4)の医師確保総合対策事業は、医療機関や大学、女性医師、研修医等を対象にした医師確保対策に要する経費でございます。地域で必要とされる総合診療医の養成等を行うため、熊本大学への寄附講座の設置や医師修学資金の貸与などを行っております。

続いて、(6)の災害医療対策事業は、災害医療派遣チームDMATの体制整備に要する経費及び熊本地震時の健康悪化等の解析、講習会に要する経費で、助成するものでございます。

続いて、56ページをお願いいたします。

(9)の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、くまもとメディカルネットワークの構築に要する経費について助成するものでございます。

(10)の地域医療構想推進事業は、病床機能の分化、連携や医療機関の再編等による持続可能な医療提供体制の確保に向けた協議を行う会議や研修会の開催等に要する経費でございます。

(11)の病床機能分化・連携推進事業は、医療機能の再編のための基本構想等を策定する医療機関や分化、連携の調査研究を行う団体に対して、その費用を助成するものでございます。

続いて、57ページをお願いいたします。

中段4の地域医療介護総合確保基金積立金は、医療分、介護分を合わせた積立額でございます。こちらが骨格分の計上になっておりますので、前年に比べて大幅な減額となっております。

続いて、58ページをお願いいたします。

医療費の2、へき地医療対策費は、(1)僻地医療施設の運営費と(2)施設、設備整備に対する助成を行うものでございます。

続いて、3の歯科行政費の障がい児・者歯科医療提供体制強化事業は、障害児者の歯科診療、歯科医療従事者等の人材育成等を行う熊本県歯科医師会に対する助成を行うものでございます。

59ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費の1、看護行政費の看護師養成所等の運営費補助事業は、県内11の養成所に対する助成でございます。

続いて、60ページをお願いいたします。

(3)医療従事者勤務環境改善推進事業は、医療勤務環境改善支援センターの運営に要する経費及び医療従事者の勤務環境改善の取り組みを行う医療機関に対する助成でございます。

以上、医療政策課は、計54億3,900万円余を計上しております。

続いて、61ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。

医師修学資金貸付は、地域の医師を確保するため、熊本大学と県外大学の医学生を対象とするもので、来年度は6名分、限度額4,307万円余の設定をお願いするものでございます。

最後に、飛びますが、105ページをお願いいたします。

条例等議案について説明いたします。

第52号議案、熊本県地域医療再生基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。

当該基金は、地域医療の課題解決を図るため、平成21年度に国の交付金を積み立てて作成したものでございますが、基金を活用した事業が終了したため、国の規定に基づき、当該基金を廃止するものでございます。

施行日は、公布の日としております。  
以上で医療政策課は終わります。  
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の62ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費で74億9,600万円余を計上しており、前年度比2億3,900万円余の減となります。

主な理由は、説明欄の3、国民健康保険制度安定化対策費が被保険者数の減により減少するためでございます。

下段の公衆衛生総務費で284億1,700万円余を計上しており、前年度比3億9,300万円余の増となります。

次ページ、63ページをお願いいたします。

増額の主な理由は、説明欄、2の後期高齢者医療対策費について、後期高齢者数の増加に伴い、(1)から(3)の県法定負担金が増加するためでございます。

下段の国民健康保険事業特別会計繰出金で117億1,500万円余を計上しております。これは、県の法定負担金ですが、市町村への保険給付費等交付金の減額に伴いまして、前年度比4億3,100万円余の減を見込んでおります。

以上、一般会計予算として、476億2,900万円余をお願いしております。

続きまして、75ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

特別会計の総額として、1,920億4,700万円余を計上しており、前年度比15億6,300万円余の減となります。

減額の主な理由は、説明欄の1、国民健康保険給付費等交付金につきまして、被保険者数の減に伴い、市町村への保険給付費等交付金が減少するためでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。  
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の64ページをお願いします。

一般会計予算でございます。

公衆衛生総務費で25億6,800万円余をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

まず、説明欄、2の健康づくり推進費でございます。

(1)の健康増進計画推進事業は、第4次くまもと21ヘルスプランに基づく県民の健康づくりの推進に要する経費でございます。

(2)の糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、糖尿病の発症や重症化予防のため、医療スタッフの養成や2次医療圏域ごとの保健医療連携体制の整備に要する経費についての助成でございます。

65ページをお願いします。

(4)の歯科保健推進事業は、フッ化物洗口による虫歯予防対策など、県民の歯の健康づくりの推進に要する経費でございます。

(7)及び(8)のがん診療施設に係る整備事業は、がん診療に必要な設備または施設の整備に要する経費についての助成でございます。

66ページをお願いします。

(9)の緩和ケア提供体制発展事業は、がん緩和ケアに関する人材育成及び体制整備に要する経費についての助成でございます。

(10)のがん相談機能発展事業は、がん相談員を対象とした研修の実施やがん患者の支援体制整備に要する経費でございます。

(11)の医科歯科病診連携発展事業は、がん診療における医科、歯科連携を推進するための歯科医師や医師、歯科衛生士に対する研修等に要する経費でございます。

67ページをお願いします。

中段の5の原爆被爆者特別措置費は、放射能の影響で病気等の状態にある原爆被爆者の方に対し、手当等の支給を行うものでございます。

6の難病対策費です。

(1)の指定難病医療費は、難病法に基づく医療費の公費負担でございませう。

68ページをお願いいたします。

中段の予防費につきましては、1,480万円余をお願いしております。

説明欄、1のハンセン病事業費は、ハンセン病に対する正しい理解の啓発に加え、新たな取り組みとして、ハンセン病回復者やその御家族の社会生活に関する相談対応や支援を行う、仮称ではございますが、ハンセン病問題相談・支援センターの設置運営に要する経費でございませう。このセンターは、ハンセン病問題について相談対応の実績を有する県内の5団体に委託して設置することを想定しております。

次に、下段の国民健康保険事業特別会計繰出金で3億4,190万円余をお願いしております。これは、市町村が実施する特定健診等の実施に必要な経費について、国保特別会計へ繰り出しするものです。

以上により、一般会計予算として、29億2,496万円余をお願いしております。

続きまして、76ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございませう。

説明欄、1の健康づくり推進費の国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防に関する経費や特定健診未受診者対策のための研修、さらに医療費分析に要する経費でございませう。

1,970万円余をお願いしております。

健康づくり推進課は以上でございませう。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方薬務衛生課長 薬務衛生課でございませう。

す。

説明資料70ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございませうが、702万円余をお願いしております。

右の説明欄の1、保健医療推進対策費の移植医療推進普及啓発事業は、移植医療の推進を図るため、主に熊本赤十字病院における臓器移植コーディネーターの設置に要する経費でございませう。

下段の生活衛生指導費は2,330万円余をお願いしております。

右の説明欄の1、生活衛生対策費ですが、(1)の生活衛生環境確保対策事業は、県民の日常生活に関係の深い理容所、美容所、旅館等の生活衛生関係営業施設の許可や監視指導等に要する経費でございませう。

(2)の住宅宿泊事業適正運営確保事業は、住宅宿泊事業法に基づく事業者からの届け出の受理、指導監督等に要する経費でございませう。

2の生活衛生営業指導費は、生活衛生営業指導センターの運営費及び同センターが行う生活衛生営業振興事業に要する経費について助成するものでございませう。

次に、71ページをお願いいたします。

下段の薬務費は、6,576万円余をお願いしております。

右の説明欄の2、薬務行政費ですが、(1)の薬事許認可事業は、薬局等の開設、医薬品や医療機器等の製造、販売に関する許認可事務、登録販売者試験の実施及び薬局機能の情報システムの運営等に関する経費でございませう。

72ページをお願いいたします。

右の説明欄、(3)の在宅訪問薬局支援体制強化事業は、薬局薬剤師により在宅医療を地域単位で推進するため、熊本県薬剤師会が行う在宅訪問薬局支援センターの運営等

について、地域医療介護総合確保基金を活用して助成するものでございます。

(6)の薬剤師職員確保育成事業は、新規事業で、薬剤師職員を確保するため、リクルート活動を行うとともに、離職者対策として、既存薬剤師職員の人材育成等に要する経費でございませう。

以上、薬務衛生課の当初予算といたしまして、総額で1億7,792万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

飛びまして、107ページをお願いします。

議案番号第53号、熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

108ページの概要をごらんください。

まず、1の条例改正の趣旨について御説明します。

興行場とは、映画や演劇などを公衆に見せたり聞かせたりする施設で、映画館や劇場などが対象となっています。今回、健康増進法の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備します。

次に、2の条例改正の内容について御説明します。

1つ目は、喫煙所についてです。健康増進法の一部改正を踏まえ、喫煙所の必置義務を廃止し、喫煙所を設ける場合は、健康増進法が定める技術的基準に適合することとします。

2つ目は、便器の数についてです。便器の数に係る基準については、男女同数や観覧席の床面積に応じた基準を削除し、興行場の規模、入場者の定員等に応じ、興行場内の衛生を保持するために必要な数の便器を設けられることとします。

その他規定の整理を行い、所要の経過措置を定めます。

最後に、3の施行期日についてですが、喫

煙所関係は、健康増進法の施行日に合わせ、令和2年4月1日とします。その他は、公布の日からとします。

以上、説明を終わります。

○緒方総務経営課長 病院局総務経営課であります。

資料77ページ、病院事業会計の令和2年度当初予算を御説明いたします。

収入につきましては、第3次中期経営計画の目標としている患者数を見込み、一般会計負担金を含め、17億6,511万円余を、支出につきましては、17億5,835万円余、差し引き675万円余の収益を見込んでおります。

次に、右側の資本的収支につきましては、引き続き、一般会計からの繰り入れを行わず、収入として、空調設備の全面改修及びこれに伴う中央制御装置の入れかえ等のための起債を1億300万円計上し、支出を3億5,758万円余としてお願いしております。

なお、収支差額につきましては、引き続き、内部留保資金を充当することとしております。

78ページをお願いいたします。

収益的収支に係る支出であります。

説明欄、1の医業費用につきましては、給与費、材料費等で17億974万円余、2の医業外費用につきましては、企業債の利息等で4,855万円余をお願いしております。

79ページをお願いいたします。

資本的収支に係る支出であります。

説明欄、1の建設改良費につきましては、先ほど御説明しました空調設備の全面改修及びこれに伴う中央制御装置の入れかえに係る実施設計や器械備品等の購入費で1億2,524万円余、2の企業債償還金につきましては、2億3,233万円余をお願いしております。

病院局からは以上であります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 若年性認知症の方への予算が組んでありましたけれども、若年性認知症は大分前には100名か200名だったんですけれども、それがふえているのかどうかというのがわかれば。これに対応してさまざまな事業も展開されていると思いますけれども、それも含めて少し教えていただければと思います。

○柴田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

若年性認知症に関しましては、認知症に関してもそうなんですけれども、正確な数字等に関する調査は、国も含めて行っておりません。

若年性認知症に関しましては、本県で要介護認定の手续の中で認知症の部分を調査しますので、その中で出てきた数値を拾っております。平成30年9月時点の数値を調査しましたところ、722人ということで数値が上がっております。当然、認知症の要介護認定手続に出てきたものでございますので、受診されていない方であったりとかそういった方を含めると、もう少し広がるのではないかとこのように理解しております。

前回の調査が29年3月に行っておりまして、そのときは770名弱だったというふうに理解しております。今回、数字は減っているんですけれども、若年性といいますと64歳以下ということになりますので、経年的に65に移って若年性から通常の認知症になられる方もおりますので、単純に、数字の比較で、ふえている、減っていますというのは言えな

い状況ではないかというふうに理解しております。

以上です。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

余り変わっていないという話で、ただ、やっぱり見ていると、だんだんちょっとふえてきているのかなという、感覚的にですけどね、診療してて見ているとそういうふうな思いがありますし、今おっしゃったように、当然、皆さん年齢上がっていくわけで、そうなってくると通常の認知症というくくりの中に入ってくるので、何とも言えないんですけれども、ただ、若年性の方々のさまざまな課題というのは、やっぱり仕事の面であり、生活、家族を守っていくための収入であり、さまざまな部分においてやっぱり影響受けますので、今までも対応をきちっとしていただいているんですけど、これからも、そこはやっていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○山本伸裕委員 56ページなんですけれども、(10)と(11)に関連してお尋ねしたいんですが、地域医療構想推進事業、これは協議の促進に要する経費ということで書かれておまして、協議というのは、2次医療圏ごとに調整会議が行われていくというようなお話も伺っているんですけども、その調整会議には、どういうメンバーが参加して会議をやっていくのかということと、(11)の調査研究経費について、助成というこの調査はどこがやっていくのかということについてお尋ねします。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

す。

まず、地域医療構想調整会議の構成員、メンバーについてですけれども、いわゆる医療機関関係者及び福祉団体の関係者及び行政それぞれの代表が参加されておりまして、2次医療圏ごとですので、人数は、15から20程度ということで構成されております。

その後の調査関係の経費なんですけれども、想定している団体は、いわゆる県の医師会とか郡市の医師会、そういった団体が自主的に研究されることに対しての助成ということで想定しているところでございます。

○山本伸裕委員 この地域医療構想推進事業なんですけれども、当然、この名称からして地域医療構想をどう推進していくのかということだと思えますけれども、具体的には、だから、病床削減であるとか、あるいは厚生労働省が発表した病院の統廃合リスト、名指された病院も県内にありますけれども、そういったところについて、どうこれから検討を進めていくのかとかということが当然議題になるかと思えますよ。それは、そういう認識でよろしいんですか。

○三牧医療政策課長 今の話は、病院の統廃合とかそういうお話ちょっとございましたけれども、本県としましては、そもそも、地域医療構想の中で、本県の病床については、機能分担というか、病床を減らすということではなくて、例えば、回復期がどれだけ要るとか、病床を4つのパターンに分けて、その中でどこが不足しているかということで、そのことについて議論していこうと。あくまで病床を減少させていくとかそういう方向で議論するというのは考えておりません。

ただ、結果的に、やっぱり人口は減ってきますから、当然ながらベッドも将来は減っていくかもしれませんが、それは議論の中で

の結果というふうに考えております。

また、後でまた御報告しますが、今後は、地域医療構想の中で外来医療等についても協議していくということを考えております。というのは、その地域ごとでそれぞれ医療の課題というのがいろいろございますから、そういったものをきちっと全体で協議できる組織というふうに考えておりますので、くれぐれも病床を減らすということありきでやっているものではございません。

○山本伸裕委員 病床削減先にありきで議論するわけではないということですね。

後半の質問についてどうですか。厚生労働省が名指しをした病院の再編統合、そういったところについても議論していくということになりませんか。

○三牧医療政策課長 昨年9月末に厚生労働省がまず発表した公立・公的病院についてのことだと思いますが、あの発表は、ちょっと突然ということですので、県としても、ちょっと面食らった部分はございます。なおかつ、全国一律的なデータをもとにした発表ということですので、それについては、全国知事会からも、厚生労働省に対して、意見を申しているところでございます。

ただ、本県としましては、今回出た医療機関は、当初は7、年末には、熊本市民病院は対象外ということで、6になっておりますけれども、それぞれの2次医療圏ごとで検討はしてまいります。ただ、検討の中身につきましては、医療圏ごとのそれぞれの、公立・公的病院の課題というのはあると思いますので、それをきちっと議論していただくということで、そこにつきましては、これからも、県も入りまして、一緒に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山本伸裕委員 面食らっているというようなお話もありましたですけれども、実際に2次医療圏ごとに調整会議をやっていくと。その中で、具体的に名指しをされたところについての検討がもしやられていくとするならば、当然ながら、その当該病院関係者あるいはその地域の住民の皆さんの意見なども十分踏まえて反映させていく必要があると思うんですけれども、そういったことについてはいかがですか。

○三牧医療政策課長 当然ながら、その住民というか、公立、公的ですから、もともと設置団体というのは市町村等になってくるかと思えます。そういった関係者も含めて、病院がどうあるべきか、公立、公的ですから、いわゆる政策的な目的というのがそれぞれあるはずでございます。そちらのほうをきちっと議論していただくということで考えているところでございます。

例えば、住民代表云々というのは、今行政代表ということで市町村が入っておりますので、現行のメンバーの中できちっと議論してまいりたいというふうに考えております。

○山本伸裕委員 必ずしも代表を参加させるべきだということではなくて、やっぱり地域の住民の意向であるとか、あるいはその病院の実情であるとか、それを十分反映した形で、それが反映された中でのその調整会議での議論が深まるようにというようなことで、ぜひ要望しておきたいと思えます。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第20号、第22号、第35号、第

40号、第47号から第53号まで及び第61号から第63号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

○山本伸裕委員 第20号については、挙手で採決をお願いします。

○内野幸喜委員長 20号ですね。

それでは、一括採決反対の表明がありました議案第20号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内野幸喜委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第22号外12件について採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号外12件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託されました請第13号を議題といたします。

請第13号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

請第13号は、パーキンソン病患者への難病対策の推進に係る意見書の提出を求める請願です。

提出者は、熊本県パーキンソン病友の会の意向を受けた患者関係者の方で、宇城市の山森悦嗣氏でございます。

請願の趣旨ですが、5年前に施行されまし

た難病法に基づき、現在、パーキンソン病を初め333の疾患が指定難病として国の指定を受け、医療費助成の対象となっているところ

です。  
指定難病の中で、特に、パーキンソン病の患者さんは全国的に多くいらっしゃることから、人口の0.1%程度未満という国の指定要件を満たさない状況にあり、今後、指定を外れ、医療費助成の対象外になるのではないかと危惧をされています。このことから、国の指定継続を要望されているものです。

加えて、完全に治る治療法の確立や毎年診断書を添えて行わなければならない医療費助成の更新手続の簡素化、そして難病医療提供体制の充実について、国に対して、意見書の提出を求めるという内容でございます。

請願項目は、いずれもパーキンソン病患者の方々の切実な願いであると考えます。現在、難病法の改正作業が国において進められているところでありますので、県としましては、国には、パーキンソン病患者の方々など、多くの難病患者の方々に寄り添った適切な対応をお願いしたいと考えております。

健康づくり推進課からの説明は以上でございます。

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 今県のほうからも御説明ございましたが、パーキンソン病の患者の方が非常に全国的にもふえています。人口の0.1%程度未満といいますと、12万6,000ぐらいでありましょうが、それをはるかに上回る数字でございますので、非常にその方々も指定を外れはしやすいかということで心配をされておられますからですね。あるいは、治療法の確立、そういうことについて、ぜひ意見書を議会としても出すべきであろうと思ってお

りますので、この請願については採択をお願いしたいと思います。

それと同時に、難病はパーキンソン病だけではありませんで、先ほど話ありましたように、333の疾患があるわけでございます。潰瘍性大腸炎とかたくさんございますが、意見書の内容といたしましては、パーキンソン病を含めたそれらの難病も加えたそういう書式といたしますか、内容にも、そちらを加えた意見書にさせていただければなど、こう思っております。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採択に入ります。

請第13号については、いかがいたしましうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第13号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、請第13号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第13号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで、意見書(案)について事務局から配付させます。

（資料配付）

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

先ほど坂田委員のほうから御意見のありました内容を含んだ意見書(案)としてありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。

よって、この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思いません。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、報告をお願いいたします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。報告を2件させていただきます。

まず、報告事項の1でございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきまして御説明させていただきます。

資料は別添資料に載っております。

まず、発生状況でございます。

全体では、日本を除きまして、中国やシンガポール、香港など28カ国。感染者数は、18日現在で7万2,812名となっております。死者数は、1,872人ということです。日本におきましては、これも18日現在でございますが、感染者数は、国内事例で66人、患者が53人、無症状の方が13人、それと、クルーズ船が来ておきまして、クルーズ船が454人、患者が265人、無症状病原体感染者が289人となっております。

続きまして、2番、指定感染症への指定についてでございますが、この新型コロナウイルスにつきましては、発生当時は、感染症法上何ら規定はございませんでしたが、指定感染症に指定する政令が2月1日に施行されました。このことによりまして、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供、医師による迅速な届け出による患者の把握、患者発生時の積極的疫学調査、接触者の調査とか行動歴の調査など、これが法的に可能になりました。

3、県の対策につきましてですが、(1)体制整備でございます。

まず、熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部を2月4日に設置しております。同日、本部会議も開催しているところでございます。同時に、各振興局単位で地域対策本部も設置しております。

それと③、1月30日から熊本県の保健環境科学研究所で、この新型コロナウイルスの遺伝子検査、PCR検査が可能になっております。

なお、対策本部の設置前から情報共有や連携のための各種会議を開催しております。

庁内の関係課との情報共有が1月24日と1月29日、県の医師会や県警、公共交通機関、電力、ガス会社等の連携会議を1月29日に、医療機関との連携、予防対策の周知のために各保健所単位でも地域の会議を開催しているところでございます。

県民等への情報提供、注意喚起につきましてですが、まず、県のホームページに、発生状況や注意喚起、せきエチケットや手洗いの徹底などを促すチラシを掲載しまして、これは毎日更新しているところでございます。チラシは、庁内各課を通じて関係施設等に周知をお願いしております。

裏面をお願いいたします。

せきエチケット、手洗いの徹底を促すチラ

シ、これは、日本語と英語版と中国版と3種類、それぞれ4種類の3カ国語、12種類をつくって県のホームページに掲載しております。

せきエチケットやマスクのつけ方の実演を紹介しております。それと、せきエチケット、手洗いの注意喚起、相談窓口、相談の目安を2月22日付の新聞5紙に掲載予定でございます。

それと相談窓口、これは帰国者・接触者相談センターとなっておりますが、この設置につきましては、2月1日から行っております。県の保健所が10カ所、熊本市保健所が1カ所で、平日、休日ともに受け付けをしております。それと別に、県庁の相談窓口、これは、一般的な相談を受ける窓口ということで、健康危機管理課に設置しておるところでございます。

17日ごろまでの相談件数の集計ですが、熊本県の受け付け分が458件、熊本市が530件、合計で988件、相談がっております。1日平均50件弱。今のところは、冷静な対応を県民の方はしていただいているというふうに思っております。

それと、医療体制の整備でございますが、帰国者・接触者外来も県内で17カ所設置済みでございます。

それと、入院協力医療機関でございますが、第二種指定医療機関と別に、入院も協力していただける医療機関ということで、今各保健所が調整をしているところでございます。

現状の報告といたしましては、以上でございます。

続きまして、報告事項の資料の1ページをごらんください。

熊本県動物愛護センター基本計画の策定について御説明いたします。

熊本復旧・復興4カ年戦略で犬、猫の殺処

分ゼロを目指すことを掲げまして、動物愛護へ政策転換を図ることで、犬、猫の安楽死が大幅に減少しましたが、一方で、動物愛護センターでは、収容数が累増し、常時、適正収容数を超える犬、猫を飼養管理するなどの課題が生じました。

そのため、平成30年度には、有識者等により、センターのあり方を検討いただき、動物愛護の拠点となる施設整備が必要との報告をいただきました。

本報告を踏まえ、センター整備に係る基本計画を策定することとなりました。

まず、1ページ、2の(1)のセンターの必要性につきましては、動物愛護啓発や譲渡を促進するための動物愛護拠点施設の整備が必要であるというふうにしております。

センターの役割につきましても、①愛護啓発、教育の拠点、②愛護活動の拠点、③譲渡活動の拠点、④動物保護の拠点の4つを掲げ、それぞれの必要な取り組みを整理しております。

次に、(2)の収容頭数につきましては、犬は、今後の収容頭数見込みから50頭程度、猫は、多頭飼育崩壊時の受け入れも考慮し、80頭程度、最大で100頭を想定しております。

設置場所の条件につきましては、面積や土地形状については、建物約1,200平米程度、敷地面積2,500平米以上を確保すること、立地につきましても、県民が利用しやすいよう県内各地からの交通アクセスがよいこと、それと県民の利便性、初めて来る方でもわかりやすく、大型バスが乗り入れできること、周辺環境といたしまして、動物が嫌う大きな金属音などが発生しないことなどとしております。

管理運営体制といたしましては、民間事業者のノウハウを活用する一方、県が主体性を持って動物愛護事業を推進する体制を新たに構築することとしております。

その上で、施設整備の比較検討で、案の1の現センター敷地内に愛護機能を有する新たな施設を整備する案、それと案の2としまして、現在の管理機能を存続し、新たな場所に愛護機能を有する施設を整備する、この2案を比較検討した結果、適正管理の観点や駐車場用地確保の観点などから、案の2による施設整備を行うこととしております。

なお、この計画(案)の全体的な概要を別紙2ページに添付しております。

最後に、この本計画を本年3月末までに策定することとしております。

報告は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 それでは、一旦ここで健康危機管理課分についての質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 質問というよりも、新型コロナウイルス感染症対策ですが、国と十分連携とっていただいて、いろんな必要な資機材とか、いろんな要望をしながら、そして同時に、国から来た事柄を市町村にも伝えて、国、県、市町村全体で対応が徹底するようにやっていただきたいなど、これは要望でございます。十分お願いしたいと思います。

○内野幸喜委員長 質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 新型コロナウイルス感染症というのは未知の感染症で、恐らく皆さん方不安がたくさんあるんだろうというふうに思っております。

その中で、現状、国内で発生したのものに関しましては、新聞、マスコミ等の報道で出ておりまして、それだけ見ると、かかれば重症化するのかなというふうな報道が結構見られるので、できれば、もっと冷静に対応してい

かなきゃいけない部分もあるだろうというふうに思っております。ただ、やっぱり未知なもので、やっぱり不安になるのは当たり前の話だろうけれども。

そこで、実はこの新型コロナウイルス感染症における致死率の話がいろんなところに出ておりますし、WHOでは2%程度というふうに言っているんですけども、ただ、これは武漢が多いので、それ以外の地区でいくと0.17%程度ではないかというふうに言われております。数字間違っていたら訂正してください。

もともと、インフルエンザ、今治療薬もワクチンもあるんですけども、インフルエンザ自体の致死率が、大体年間1,000万人ぐらいかかって1万人程度がその関連で亡くなっている、大体0.1%程度だというふうに言われております。これは薬もワクチンもあってそういう状況があるということで、この新型コロナウイルスに関しては、薬もワクチンもない状況で今の状況があるということ、やっぱり多くの国民にある程度ここは知ってもらわなきゃいけない。その中において、せきエチケットであるとか、手指の手洗いとか、これを徹底していく、そのことによって感染が広がることを抑えることもできるというふうに思いますので、国の厚労省と連携をとりながら正確な情報を表へ出していただくということが大事だろうし、そのことによって多くの県民も冷静に対応できるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひその部分をお願いしたいということが1点と。

実は、通常の風邪症状で病院受診されていると思います。だから、中国とか行かなかった方でも今感染広がっていますので、通常の風邪で、恐らくいろんな診療機関、医療機関に行かれる可能性があると思うんですね。実は、そこへ出た場合に、今マスコミ等で見

ていると、病院を閉めて、外来をやめて対応しているような部分があるんですけども、そうなってくると、診療所等で、もし例えばそれが起こったとすれば、これは、病院、診療所を閉めなきゃいけないのかどうか、恐らく厚生省からある程度のこれから指示が出てくるとは思うんですけども、この部分が、やっぱりちょっとわからない部分が、実はSARSのときも同じようなことがありました。ただ、SARSの場合は致死率が9%というふうに言われておりますし、その後起こったMER Sは35%というふうに言われておりますけれども、それとこれは同レベルではないというふうに、今いろいろ聞いた情報ではそういうふうに思っておりますので、それを含めて、この医療機関に対して、実際に患者を診た場合にどう対応しなきゃいけないのか。あわせて、いろんな風評被害というのがこれから恐らく出てくるといふふうに思っています。今既に起こっていると思います。旅館であり、さまざまな分野において、観光客含めての話になると思いますけれども、この部分に関しましても、やっぱり国と連携をしながら、きちっと情報をとりながら、情報発信していただければというふうに思いますので、これも要望的な話にはなりますけれども、今しゃべったことで、ちょっと間違っているところがあれば訂正をいただければと思います。

○上野健康危機管理課長 数字の訂正というのはございませんが、委員がおっしゃるとおり、季節性のインフルエンザでは年間1,000万から1,200万感染されて、残念ながら亡くなる方は約1万人から2万人、多いときで2万人と言われておまして、0.1から0.2%の致死率、今はやっている新型コロナにつきましては、日本国内で見ますと、きのう現在で66人ということで、1.5%になりますが、ク

ルーズ船も含めると520人が感染者で、お1人、残念ながら亡くなっているということで、その数字でいけば約0.2%ということで、どんどん致死率というのはわかってくればわかってくるほど低くなっていくということで、委員がおっしゃるとおり、季節性のインフルエンザと余り変わらないようにはなるかというふうに思われております。

この点につきましては、厚生労働省も、国立感染症研究所を通しまして、致死率も含めたコロナウイルスの情報というのを今ホームページに載せ始めておりますので、これから進むにつれて、もっと詳しいデータがホームページにも掲載されるのではないかといふふうに思っております。

我々も、国と連携しまして、正確な情報、正しい情報を発信させていただくように努めていきたいというふうに思っております。

それと、医療機関の受診につきましては、これは我々ふだんから投げかけてますが、医療機関に受診されるときには、必ずマスクをしていってくださいというふうにお願ひしておりまして、症状がある方がマスクをされているということであれば、当然医療機関の方もサージカルマスクをされていらっしゃると思いますので、個人的な防護具がある状態での接触というのは濃厚接触に当たらないというふうにされておりますので、そこで、それを診た患者さんが陽性だったからといって、いきなりそこで受診した医療機関が閉鎖になるとか、そういうことではないというふうに考えております。その点も含めまして、受診する県民の方がしっかりマスクをしていただくということは、もっと周知を図りたいというふうに思っております。

○内野幸喜委員長 ほか。

○末松直洋委員 通常のインフルエンザだっ

たら、暖かくなってくれば感染もかなり抑えられていくんですけども、この新型コロナは、暖かくなっていけば感染はおさまっていくのか、この辺どうなんですか。

○上野健康危機管理課長 まだこれは、新型ということで、データはもちろんありませんので、正確なことというのはまだわからないんですが、一般的に、インフルエンザにしましても、人間のほうの抵抗力という問題もあるかもしれませんが、気候がよくなってくれば感染率も落ちていく、コロナウイルスにつきましても、従来から、このコロナと別に、4種類のコロナウイルスが人間の通常の風邪としてはやっておりまして、通常のコロナウイルスにつきましても、大体多いときでも35%の方がかかっているというふうに言われております。そのコロナウイルス感染症につきましても、冬場はやるということでありまして、今から先、そのような通常と同じような形態のコロナウイルスであるならば、下がってくる可能性も考えられるのかなというふうに思っておりますが、まだここはデータもありませんので、何とも言えない状況でございますが……。

○末松直洋委員 ありがとうございます。

通常だったらおさまっていくんですけども、ずっと続くという、やっぱりそういう不安感も持っておるもので、早くおさまってほしいと思います。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○山本伸裕委員 やっぱ実際の映像なんかで巨大クルーズ船の状況なんかを見ると、非常に胸が痛むわけなんですけれども、ちょっと将来的な問題でお尋ねしたいんですけれど

も、熊本は、大型クルーズ船の寄港をふやしていこうと、特に、予定では、中国からの観光客をかなり受け入れていこうというような計画になっております。やっぱりああいう閉鎖された空間で感染症が発生した場合、大変なことになるというのはもう現実にも今起こっていることで明らかになっていると思うんですけども、例えば、病気の発生だけでなく、あるいは火災とか事故だとか、そういうものが発生した場合に、やっぱりいかに、受け入れる側としては、搬送であるとか医療の受け入れ体制であるとかいうようなことについて、どういうふうに対応していくかというシミュレーションとか、そういうものを検討していく必要が今後の問題としてはあるのではないかなというふうに思うんですけども、それ、いかがでしょうか。

○上野健康危機管理課長 大型クルーズ船につきましても、熊本の場合、八代港ということが考えられますが、まず、受け入れにつきましても、入国管理庁と検疫、国の検疫、こちらの2つの部門でまず受け入れるか、受け入れないかということの判断があるかどうかと思うんですが、今のところ、中国から、湖北省と浙江省のパスポートをお持ちの方とか、そこを14日以内に経由された方につきましても、入国を拒否されていますので、その方たちは、残念ながら日本には上陸できない、クルーズ船に乗ってこられても入国はできないという形になります。

その上で、これは厚生労働省の管轄ですが、検疫所の検疫官が検疫をしまして、症状が何もないということを確認した上で上陸の許可というふうになる、そういう流れになっておりますので、現時点で何らかの船の中で症状があるという方がいらっしゃるということであるならば、まず、第一義的には、入国管理庁が判断を下すということにはなるかと

思いますけれども、万が一横浜みたいな状態になったときにつきましてですが、今のところ、厚生労働省が、入院の医療機関とかの手配というのは一義的にもう一本化してされていらっしゃる。そういった形で、恐らく熊本県内で皆さんを受け入れるような医療機関があるかといいますと、なかなか非常に難しいところもございますので、恐らく、九州各県、厚生労働省のほうで受け入れ先を手配して対応に当たるという形になろうかと思えます。

○山本伸裕委員 やはり数千人規模の観光客を受け入れようという取り組みをしているわけですから、私は、熊本以外にもクルーズ船の拠点形成で取り組んでいる他県がありますが、その中で、やっぱり熊本は、特に観光客の安全を守る上では、もう万全の体制を考えておりますというようなところがあれば、それは大きなアピール、セールスポイントになると思うんですよ。やっぱりそういう点でも、これから大きな県の戦略として、そういう方向を描かれているのであれば、その観光客の安全を確保すると。万が一のことがあったらどういう体制で対応していくかというようなことについては、少なくとも地域住民や観光客にアピールできるようなものを考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

○渡辺健康福祉部長 クルーズ船の受け入れというのは県の大きな方針でございますので、医療に限らず、県全体として受け入れ体制を整えていくと、これは必要と思っておりますので、そこは必要だろうと考えております。

○山本伸裕委員 わかりました。

○内野幸喜委員長 私からもちょっと1点お聞きしていいですか。

988件、御相談が寄せられているということで、県に458件、熊本市530件ということで、当然、市とも連絡は密にしていると思うんですけども、この相談というのが、恐らくやっぱり皆さん心配になって電話されているんだと思いますが、実際、検査をしないかと言われたときに、今県としてはどのような対応をしているのかというのをちょっとお聞かせいただきたい。

当然、県としても、検査体制は整っているということですが、1日の限度というのもあると思いますし、熊本市も含めて、県内どういう体制を今とっているのかというのをちょっとお聞かせいただければなと思います。

○上野健康危機管理課長 済みません、先ほどお答えしましたのは、別添資料の2枚目にフローというのを載せております。これは、最新の国が示した、相談をいただく目安ということでございまして、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方とか、強いだるさ、倦怠感や息苦しさがある方、このような方、4日続くような場合には、我々健康危機管理課もしくは保健所の帰国者・接触者相談センターに御相談をいただくようお願いしているところでございまして、これを受けまして、先ほど申し上げましたように、濃厚接触があるかどうか、そういった話を保健所としても確認をいたしまして、今のところ、まだ熊本では発生が今のところあっておりませんので、現状では、濃厚接触がないような方につきましては、どうぞマスクをして、一般の医療機関に受診なさってくださいというような御案内を差し上げております。

確実に接触があるような方につきましては、帰国者・接触者外来に連絡をとりまし

て、受け入れ体制が整った後で帰国者・接触者外来に受診していただく、そういう流れになります。あとは、もう必要と判断されたら検査をするという流れになっております。

○内野幸喜委員長 何件できるかとか、どうですか。

○上野健康危機管理課長 今熊本県の保健環境科学研究所で1日30件、熊本市環境総合センターでは1日40件と。

○内野幸喜委員長 70件、可能ですね。

○西山宗孝副委員長 今委員長のお話に関連して、相談窓口についての件数、今お話がありましたけれども、休日、平日の時間帯が9時から19時という県保健所、市保健所あるんですけれども、これに似通った症状が出る方は非常に日中よりもむしろ深夜になって相談相手もないまま、救急病院等とはあると思うんですが、そういった専門的な相談が必要になるのかなと感じるんですけれども、そのあたりはどんなですかね。

○上野健康危機管理課長 その点につきましても、今週、各保健所におきまして、24時間電話がつながるように手続をしていただくように今お願いしているところでございますので、近々24時間受け付けができるようになる、転送で受けられるようになるかと……。

○西山宗孝副委員長 受けられるところができる。

○上野健康危機管理課長 はい。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

なければ、引き続き、報告第3をお願いしたいと思います。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

報告事項3ページをお願いいたします。

第2期くまもと子ども・子育てプランの策定について御報告いたします。

当該計画につきましては、11月議会の本委員会におきまして御説明をした後、12月中旬から1月中旬までパブリックコメントを実施いたしました。また、外部有識者で構成する熊本県子ども・子育て会議の審議を経て、3月中に策定をすることとしています。

パブリックコメントでは、1件の御意見をいただきましたが、内容は、子供の受動喫煙の危害防止、教育啓発に関するものであります。これにつきましては、個別計画である第4次くまもと21ヘルスプランにより推進されている内容でございましたので、今後は、取り組みの参考とさせていただくこととし、以前御説明しました計画の内容に変更はございません。

今後、年度末までに策定手続を終え、内閣総理大臣へ提出する予定としております。

計画の概要及び別添で本計画について添付させていただいております。

なお、幼児教育、保育の量の見込み及び確保方策については、現時点では1月末時点における数値を掲載しておりますが、今後、各市町村における子ども・子育て会議で審議をされて、数値の確定がなされていくこととなりますので、今暫定値となります。

子ども未来課からの報告は以上でございます。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

報告事項5ページをお願いいたします。

熊本県社会的養育推進計画の策定について御報告いたします。

当該計画につきましては、11月議会の本委員会において御説明をさせていただいた後、12月中旬から1月中旬までパブリックコメントを実施し、その後、外部有識者による熊本県社会的養育推進計画検討会議の審議を経て、3月までに策定する予定でございます。

なお、パブリックコメントでは、1件の御意見をいただきましたが、今後の推進に向けた参考意見として活用させていただくことにし、11月議会で御報告をさせていただいた計画の概要に変更はございませんでしたので、概要については、6ページに計画の概要、別添で本計画の案を参考までに添付させていただいております。

子ども家庭福祉課は以上です。

よろしく願いいたします。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

報告事項の7ページをお願いいたします。

その他報告として、熊本県医師確保計画・外来医療計画案について説明いたします。

まず、12月の本委員会で説明しました後に、地域医療対策協議会、県内10地域の地域医療構想調整会議、保健医療推進協議会で協議を行いまして、あわせてパブリックコメントも行い、関係団体から御意見をいただいたところでございます。

この4に記載しているのがその項目ですけれども、これを踏まえまして、計画案を一部修正しております。詳しくは、8ページの計画案の概要で簡単に説明いたします。

まず、2の現状・課題のグラフについてですけれども、こちらのほうは、データの時点更新を行っております。県内の医師数は、平成28年度と比較して平成30年は90人増加し、5,091人となっています。増加した90人のう

ち、83人は熊本市外ということで、地域偏在の是正の傾向は見られますが、いまだ医師の約6割は熊本市内という状況になっております。

続いて、4の地域医療を担う医師の確保に向けた取り組みですが、関係団体からの意見を踏まえ、計画本文に地域のかかりつけ医と専門医の連携強化を図るということも盛り込んでおります。

続いて、裏面をごらんください。

外来医療計画の概要(案)でございます。

こちら、関係団体や地域の調整会議からの意見を踏まえまして、3、今後の具体的な取り組みの①の中で、病院と診療所の役割分担などを進めていくことを盛り込んでおります。さらに、⑤として、子供医療電話相談、シャープ8000の活用やかかりつけ医を持った上で必要に応じて専門的な医療機関を受診するなど、県民に向けて上手な医療のかかり方の普及啓発を行っていくことも新たに加えました。

その他の地域調整会議のほうでの御意見についても、しっかり受けとめるとともに、一般質問で西山副委員長からも質問いただきました、診療所がない地域への対応も問題意識を持ってほしいとの御意見ありますので、本文のほうで、県においても検討を重ねてまいりたいと考えております。

右側に今後のスケジュールを掲載しておりますが、地域医療構想調整会議や地域医療対策協議会での協議を経まして、3月の医療審議会に諮問、答申した上で、計画を策定するというところで考えております。

よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。——ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和元年度厚生常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明いたします。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みが進んでいる主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては9項目の取り組みを挙げた案を作成いたしました。

ここに挙げた項目は、いずれも、委員会審議により、取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても執行部で調査、検討等を行ってまいります。これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見等はありませんでしょうか。——よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、簡易な文言の整理、修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で、委員の皆様から何かあ

りませんか。

○山本伸裕委員 生活保護の問題で、生活保護申請の際に、民生委員の意見書ということ制度化している福祉事務所があるというようなことで相談がありまして、これは、ちょっと実際のルールからしても行き過ぎたやり方ではないかというふうに思うんですが、実態についてはつかんでおられますでしょうか。

○下村社会福祉課長 社会福祉課です。

この件につきましては、この前ちょっと調べたところなんです。まず、県の福祉事務所については、そういう取り扱いをしているところはございません。ただ、市の福祉事務所において、申請者に対して、民生委員に意見書を書いてもらって福祉事務所に提出するよう依頼することを求めているところが3カ所ございました。

生活保護法では、民生委員に協力をしてもらうということは規定もされていますので、協力をお願いすることは全然可能なことなんですけれども、それを申請者にやってもらうということは、あんまり好ましくないと考えているところです。

ちょうど14日に市の福祉事務所が一堂に会する研修会がございましたので、その席でその旨を県から伝えております。

また、この該当する3つの福祉事務所においては、個別に説明を行いまして、この取り扱いについては早急に検討するよう指導しているところです。

○山本伸裕委員 わかりました。やはり申請の際には、やっぱり来られた方は非常に精神的にも不安定な状況の中で来られて、そして、その民生委員の書類が必要だというようなことで窓口で突っ返されるというようなこ

と、これはもう非常に水際で生活保護の申請をシャットアウトするようなことにつながりかねないので、今指導をされているというふうなことでしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○山本伸裕委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして第5回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時32分閉会

○内野幸喜委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が3名いらっしゃいますので、それぞれ、迫田医監、新谷健康づくり推進課長、緒方薬務衛生課長から、一言ずつ御挨拶をいただければと思います。

（医監～薬務衛生課長の順に挨拶）

○内野幸喜委員長 それでは、今年度最後の委員会でありますので、私のほうからも挨拶をさせていただきます。

西山副委員長初め委員の先生方、それから、渡辺部長、吉田病院事業管理者を初め執行部の皆様方には、委員会の円滑な運営等に協力をいただきまして本当にありがとうございました。

手前みそではありますが、非常にいい議論、いい審議ができたのではないかなと思っております。ぜひ、この委員会のこの審査、議論が、今後、熊本県の健康行政の発展に寄与することができればと思っております。

それから、先ほど御挨拶をいただきました3名の退職される執行部の皆様、大変お疲れ

さまでした。それぞれキャリアをこの県庁の中で積んでこられたわけですから、先ほど一県民という話がありましたが、ぜひ退職後も、これまでの培ってこられた経験をもとに、県政の発展に県民として御協力いただければと思っております。本当にお疲れさまでした。

最後になりますが、きょう御出席の皆様方が今後とも御多幸で御健勝でいらっしゃいますことを心からお祈り申し上げまして、私の1年間のお礼の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○西山宗孝副委員長 私のほうから一言。委員の先生方には、この1年間、大変お世話になり、ありがとうございました。充実した委員会に御協力を賜りました。本日で議会中最後の委員会となると思います。委員、執行部の皆様方には、これまで委員会で議論されたことを踏まえ、県政の課題推進に努めていただければと思っております。

また、新型ウイルスのお話も出ました。引き続き、情報管理、危機管理をもって当たっていただきたいと思っております。

委員の先生方、また、執行部の皆様方のますますの御活躍と本日までのお礼の言葉いたします。ありがとうございました。（拍手）

○内野幸喜委員長 以上で終了いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時37分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長